第明治三十五種郵便物認可日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２９号
福岡県田川市大字伊田4976番地　松原３区
松原団地６－２－５
債務者　熱田　育郎
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５３号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野812番地２
債務者　岩田　浩嗣
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５９号
宮崎県延岡市宮長町119番地
債務者　黒田真由美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３号
岩手県花巻市藤沢町223番地
債務者　菅原　武志
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２４４号
福井市大町古川311番地３
債務者　中山　和也
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
福井市大町古川311番地３
債務者　中山　福代
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
福井県鯖江市糺町第45号65番地１
債務者　笠島　義和
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
福井市町屋２丁目８番27号
債務者　前田　英剛
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８５号
福井県大野市鍬掛第７号41番地10　マンショングランプリ　505号
債務者　高田　輝美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
福井県三方上中郡若狭町瓜生第32号２番地の２　瓜生コーポ１号棟104号室、住民票上の住所福井県三方上中郡若狭町瓜生第30号12番地の７
債務者　加藤　高志
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１０号
島根県江津市嘉久志町イ976番地
債務者　米原　涼子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第８８号
千葉県松戸市稔台２丁目９番地の21
債務者　柴田　由美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目１番41号（ステップ１番館202）
債務者　堀内太一郎
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３２号
千葉県鎌ケ谷市北初富８番11―106号
債務者　中山　一美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７６号
千葉県松戸市栄町８丁目596番地の６
債務者　鈴木　雪代
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９９号
千葉県松戸市常盤平３丁目30番地の２　中央市街地住宅1015号
債務者　倉田　重雄
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３８号
千葉県流山市美原１丁目162番地の３　グランディーコート江戸川台101
債務者　白石　幸博
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部